

## ○桜井宇陀広域連合実費弁償に関する条例

平成9年3月31日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定に基づき、桜井宇陀広域連合議会、選挙管理委員会、公平委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 証人等に対しては、費用の弁償として旅費を支給する。

第3条 旅費は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃とし、その額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第4条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際支給する。

2 旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第5条 第1条に規定する者以外の者で、桜井宇陀広域連合の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭又は参加するものに対し、その出頭又は参加のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 鉄 道 賃                            | 船 賃   | 車 賃<br>〔1キロメー<br>トルにつき〕 | 日 当<br>(1日につき) | 宿 泊 料<br>(1夜につき) |
|----------------------------------|---|-------------------------|----------------|------------------|
| 一等運賃<br>〔ただし、等<br>級の無いも<br>のは実費〕 | 上級の運賃<br>〔ただし、等級を<br>3階級に区分す<br>るものは中級の<br>運賃、等級のな<br>いものは実費〕 | 37円                     | 2,400円         | 12,000円          |